

広島県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芸北大朝線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町高野字二口掛二二番一地从先から 山県郡北広島町高野字二口掛二二番一地从先まで			一一・五〇 二六・〇〇	一九五・〇〇	
	一九五・〇〇 二九・五〇		一五・〇〇 二九・五〇	一九五・〇〇	拡幅